

大府市災害時協力車両登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で風水害、地震災害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、避難者等の電源確保を図るため、市民等が所有する車両を活用して電源供給の協力を得る「大府市災害時協力車両登録制度」を創設し、この制度に登録した者との協働による被災者支援活動に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

車両 外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車のうち、市長が認めたものをいう。

所有者 市内に在住し、及び在勤する者並びに市内で事業活動を行う法人であって、車両を所有する者をいう。

(登録の申込み)

第3条 この要綱に基づき登録しようとする所有者は、大府市災害時協力車両登録申込書（第1号様式）に、登録を希望する車両の自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添付して、市長に申し出なければならない。

(登録の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定により提出された登録申込書等を審査し、適当と認めるときは、当該車両を登録するものとする。

2 市長は、前項で登録した者（以下「登録者」という。）に、大府市災害時協力車両登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(登録の期間)

第5条 前条第1項の規定による登録車両の登録期間（以下「登録期間」という。）は、同項の規定により登録した日から登録した日の属する年度の3月31日又は車検証の有効期間の満了する日のいずれか早い日までとする。

2 登録期間が3月31日の登録車両については、前項に規定する登録期間内に、翌年度の登録について解除の申出がないときは、登録期間を翌年度の3月31日、又は車検証の有効期間の満了する日のいずれか早い日まで延長するものとし、以後同様とする。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、第3条の規定により提出した登録事項について変更が生じたときは、大府市災害時協力車両登録事項変更申出書（第3号様式）により、市長に申し出なければならない。

(登録の解除)

第7条 登録の解除を希望する登録者は、大府市災害時協力車両登録解除申出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録を解除することができ

る。

死亡し、又は市内の事業を停止したとき。

心身の故障のため、活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第2条に規定する車両又は所有者の要件を喪失したとき。

2年以上連絡がとれないとき。

虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行ったとき。

前各号に掲げるもののほか、登録が不適と認められる事実があったとき。

3 市長は、第1項の規定による提出を受けたとき又は登録者が前項各号のいずれかに該当するときは、大府市災害時協力車両登録証の返却を求め、登録を解除するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、大府市災害時協力車両登録解除通知書（第5号様式）により登録者に通知するものとする。

（活動の内容）

第8条 登録者又は登録者から登録車両による活動の依頼を受けた者（以下「協力者」という）は、市内で災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、市長の要請により、自己の支障とならない範囲内で協力するものとする。

2 協力者は、市長が要請する避難所等において登録車両による給電を行う。

（費用の負担等）

第9条 制度の協力に要する費用は、協力者の負担とする。

2 登録車両からの給電に要した電気代相当額は、市が支払うものとする。

（補償等）

第10条 協力者が活動に当たり負傷し、又は死亡した場合は、市が加入する大府市社会活動災害補償制度の規定により補償金を支払うものとする。

2 協力者の活動に当たり市の責に帰すべき事由により登録車両が損害を被った場合又は滅失した場合は、市は、その損害を賠償する。

（個人情報の管理）

第11条 市は、登録者から提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

2 市は、個人情報の授受、保管及び管理に当たっては、個人情報の保護に必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

大府市長 様

(申出者)

氏 名

大府市災害時協力車両登録申込書

大府市災害時協力車両登録制度実施要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

| 個人・法人等の別 | 個人 ・ 法人等 (いずれかに) | |
|----------|--------------------|--|
| 所有者 | ふりがな 氏名 (名称) | |
| | 住所 (所在地) | |
| | 勤務先住所 市内在勤者のみ | |
| 連絡先 | 携帯電話 | |
| | 自宅電話 | |
| | F A X | |
| | メールアドレス | |
| 車 両 | 登録番号 | |
| | 車名 | |
| | 車検証有効期限 | |

登録する車両の自動車検査証 (車検証) の写しを添付してください。

以下の欄は記入しないでください。

| | |
|------|----------------|
| 種類 | EV ・ PHV ・ FCV |
| 受付番号 | |
| 備考 | |

確認事項

次の事項に同意いただける場合、欄にチェックを記入します。

【災害時の活動について】

市内で風水害、地震災害その他の災害で大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、市から要請があったときは、市が指定する市内の避難所又は、市内の在住者又は市内の法人の場合は、ご自宅又は所在地周辺での給電活動に協力してください。ただし、ご自身及びご家族の安全が確保できない場合は、この限りではありません。

給電活動前に登録車両の動作確認してください。登録車両に異常がある場合は、活動せずその旨を市に連絡してください。

市指定の避難所へ誘導はありませんので、市防災ガイドブック等で確認をお願いします。（市防災ガイドブックをお渡しします。）

避難所での活動は、避難所運営担当（市職員等）の指示に従ってください。

市から要請があれば、市指定の避難所以外の自宅周辺の在宅避難者への活動について、可能な限り協力をお願いします。

市から要請があっても避難所の状況により、活動しない場合がありますのでご理解をお願いします。

活動時にかかる費用（食費、燃料費等）は、全て自己負担となります。ただし、給電による電気代相当額は実費相当額をお支払いします。

【登録について】

登録時に大府市防災ガイドブックをお渡ししますので、避難所の場所の確認に利用してください。

登録内容（所有者、連絡先及び車両）に変更があった場合は、速やかに登録内容変更届出書を提出してください。また、車両に変更があった場合は、新しい自動車の検査証の写しを登録内容変更届出書に添えて提出してください（車両の変更、登録期間の延長等）。

2年以上連絡がとれない場合、虚偽の申請に基づいて活動した場合等、不適と認められた場合は、登録を解除することがあります。

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

大府市災害時協力車両登録証

下記のとおり、大府市災害時協力車両として登録しました。

記

様

大府市長

| | |
|-------|----|
| 受付番号 | |
| 車両番号 | |
| 車名 | |
| 登録決定日 | |
| 登録期間 | まで |

上記登録期間内に解除の申し出がない限り、翌年度の 3 月 31 日
又は車検証の有効期間の満了する日まで延長され、以後同様と
します。

第 3 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

大府市長 様

（申出者）

氏 名

受付番号

大府市災害時協力車両登録事項変更申出書

大府市災害時協力車両登録制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更を申し出ます。

| 個人・法人等の別 | | 個人 ・ 法人等 （いずれかに） |
|----------|------------------|------------------|
| 所有者 | ふりがな 氏名（名称） | |
| | 住所（所在地） | |
| | 勤務先住所 市内在勤者のみ | |
| 連絡先 | 携帯電話 自宅電話 | |
| | F A X | |
| | メールアドレス | |
| 車 両 | 登録番号 | |
| | 車名 | |
| | 車検証有効期限 | |

変更のあった項目にチェックし、変更後の内容を記入してください。

登録する車両の自動車検査証(車検証)の内容が変更になる場合は、写しを添付してください。

手続き完了後に、新しい大府市災害時協力車両登録証を交付しますので、変更前の大府市災害時協力車両登録証を返却してください。

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

大府市長 様

（申出者）

氏 名

大府市災害時協力車両登録解除申出書

大府市災害時協力車両登録制度実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 車両

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
| 登録番号 | |
| 車名 | |

2 解除理由

登録を解除する場合は、申出書に併せて大府市災害時協力車両登録証を返却してください。

第 号
年 月 日

様

大府市長

大府市災害時協力車両登録解除通知書

大府市災害時協力車両登録制度における登録を解除しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 登録解除日

年 月 日

2 登録解除理由

| |
|--|
| <p>・大府市災害時協力車両登録制度実施要綱</p> <p>・第7条（申出）による ・第7条第2項（第 号）による</p> <p>・備考</p> <p>（ ）</p> |
|--|

大府市災害時協力車両登録証が未返却の場合は、速やかに市に返却してください。

【問合せ先】

担当：

電話：